|  |
| --- |
| ２０２1年１月　　　　　　関西総合調査業協会会報　　　　　０４1号 |

***関調協会報***　　　　　　　　　一般社団法人**関西総合調査業協会**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪市北区西天満１-１０-１６

Tel 06-6313-4567　fax 06-6313-4566

**倫理綱領**

**一、会員は、調査業の社会的使命を自覚し、誠実な職務遂行によって社会に貢献すること。**

**二、会員は、全ての業務において法を順守し、社会常識を逸脱するような行為をしないこと。**

三、会員は、契約を信義に基づく誓約とみなし、矜持をもって調査に当たること。

**四、会員は、人格を磨き、能力を高め、顧客満足の実を挙げるよう努めること。**

**五、会員は、人びとの名誉、権利を尊重し、部落差別調査の廃絶に努めること。**

**六、会員は、業務上知り得た情報並びに機密の秘匿、保持に努めること。**

**七、会員は、相互に協調し、連帯感有る活動を通じて業界の発展に努めること。**

**第３１回理事会（**開催日時　令和２年6月25日）

議　案

1. 総会について

「審議事項」

・平成31年度決算及び令和2年度予算案の審議

平成30年度の事業報告及び収支決算について理事会に諮ったところ、理事全員の賛成により異議無く承認された。

・引き続き、令和２年度事業計画及び収支予算案を理事会に諮っ　たところ、理事全員の賛成により異議無く承認された。

1. その他理事定義事項について

会長から以下の報告がなされた。

所属するNPO法人全国調査業協会連合会の総会はオンライン形式で行われ、全国調査業協同組合の総会は文書形式で行われたと事が報告された。

尚、コロナ禍の中で、当面は集合形式での会合や活動は出来るだけ避け、オンライン形式で活動してほしいとの要望がなされた。

特段の決議事項は無かった。

**第32回理事会（**開催日時　令和２年１２月２１日）

議　案

1. 会報発行について

関調協会報の発行について協議した結果、令和３年１月末までに会報誌の発行を決定。理事・役員は新春放談としての投稿を了承した。

1. 業界情勢について

令和２年９月に全国団体、全国調査業協会連合会、日本調査業協会、東京都調査業協会の会長及び副会長が一同に会し、調査契約書のオンライン化が話し合われ、主務官庁（警察庁）に上申する事が決定した、との報告があった。また、他団体との協調的な取り組みについて協議された。

1. その他理事定義事項

　　　特に具体的な定義事項は無かった。

**令和２年度事業計画**

第１　基本方針

　　①　「探偵業の業務の適正化に関する法律」の遵守と周知の徹底を図ると共に、調査業界の健全化を図る

②　組織拡大の積極的推進に努める

③　会員の順法精神の意識啓発に努め、教育研修会を実施する

④　苦情処理の研究と対応に努める

⑤　広報活動の推進に努める

（１）監督官庁及び関係団体との連携を密にし、協会活動の事業に対し理解と協力を求める

（２）機関紙の発行

⑥「特定非営利活動法人全国調査業協会連合会」に団体加盟すると共に他団体との連携を密にして活動する。

⑦　「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の遵守に努め､倫理意識と人権意識の高揚に努める

　⑧　調査業の有用性の衆知に努め、社会から求められる調査の質の向上の為、積極的に権利の獲得をめざす

***事務局便り***

**・平成３１年中における探偵業の概況**

 １ 探偵業の届出状況

・平成３１年末　/　届出業者数、6,066業者（前年比214業者増）

・業法の法律違反の検挙状況の推移（Ｈ2９年～3１年）

　　　　　　　　　　　　　平成29年　　　平成30年　　　令和元年

　無届け営業　　　　　　　　　　0　　　　　　1　　　　　　　2

重要事項説明書虚偽等　　　　　0　　　　　　0　　　　　　　1

従業者名簿不整備・虚偽記載 　0　　　　 　0　　　　　　　0

指示処分違反　　　　　　　　　0　　 　　　 0　 0

その他　　　　　　　　　 　　 5　　 2 3

 業者に対する行政処分状況

　　　令和元年中における探偵業の業務の適正化に関する法律違反の検挙件数及び検 挙人員は、６件６人（前年比＋３件、＋４人）であった。

　　業者に対する行政処分状況（指示）の内訳

　　　　　　　　　　　　　平成29年　　平成30年　　令和元年

変更届出書等虚偽　　　　　　 7　　　　　　8 4

　　実施原則違反　　　　　　　　 3 4 6

 書面受理違反　　　　　　　　 4 3 2

 書面交付違反　　　　　　　　10　　　　　　8 6

　　違法行為認知業務　　　　　　 0　　　　　　0 0

　　探偵業以外委託　　　　　　　 0　　　　　　0 0

　　守秘義務違反　　　　　　　　 0　　　　　　1 0

　　資料不正等利用　　　　　　　 0　　　　　　1 0

　　教育義務違反　　　　　　　 　0　　　　　　0 0

　　名簿不整備・虚偽　　　　　　 9　　　　　　7 6

　　証明書掲示違反　　　　　　　 6　　　　　　2 2

　　他法令違反　　　　　　　　 　2　　　　　　5 4

　　指示処分違反　　　　　　　　 0　　　　　　0 0

**新　春　放　談**

**「コロナ禍のなかで」**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**会長　松谷　廣信**

　新年あけましておめでとうございます。

　大阪の今年の幕開けは凛とした爽やかな日和で、清々しい気持ちで新年を迎える事が出来ました。皆様方は如何でしたでしょうか。

　世間はコロナ一色という感じで、昨年来より大変な状況下にあり、再び各地に緊急事態宣言が発出され、予断を許さない状況に有ります。感染を終息させるには、ワクチンの接種は勿論のことながら、国民一人ひとりの意識が最も大切ではないかと思われます。密を避け、手洗い、消毒、マスク着用など、個々人が出来る限りのことをキチッとした意識を持ち対処すれば、必ず終息に向かうはずです。人間は有史以来ウイルスと闘い進化向上してきたのです。今回のコロナ騒動も、天の啓示ととらえ、それに真摯に対処すれば、必ずや人類向上への一助になるはずです。

大変な状況下にありますが、悲観することなく前に向かって進めば必ずや道は開けます。「恐れる心こそおそろしい」と肝に命じ、積極的に生きて行きましょう。

　さて協会活動に関してですが、この一年はコロナ禍で人的な交流は控えているという事もあって、全国団体の理事会、総会も全てZOOMで行われるなどしており、特に目立った活動は行われていません。ただ、昨年９月に一度、日調協、全調協、都調協の会長、副会長らが東京で会合を持ち、「探偵業の請負契約書をオンラインでも出来るよう主務官庁に上申しよう」との話し合いが持たれ、結果10月に上申の運びとなりました。ただ、契約書は探偵業法に基づくものであり、運用解釈で可能なのかは難しく、直ぐにOKとなるのは難しいと思っています。ただ、皆さんもご存じの通り、この業界の協会は、全国、地方を問わず、内部問題に明け暮れ離合集散を繰り返し、中々一致団結しての活動が出来ずに参りました。しかし、やっとここに来て各団体の会合が持たれました。出来る事なら、この動きを積極的に前に進めて行きたいと考えています。次いで毎年持ち回りで実施してきた全調協の育研修会ですが、昨年12月に行われた理事会で、今期はオンラインで実施しようという事になり、この3月に実施する事が決まっております。オンラインでの研修会は初の試みであり、心配もありますが、これこそコロナのお陰というか、このような状況に置かれない限り話題にも上らなかった方法であり、楽しみにしております。今、全調協の方で着々と準備を進めており、3月中頃には実施のはこびとなる予定です。会員の皆様は居ながらにして教育研修を受講できる訳ですから、非常に合理的ではないかと考えます。会員企業の従業員さんも皆受講可能ですので、積極的に参加して下さいませ。

　関調協は平穏裡というか、皆様のご協力により特に波風立つことなく推移しており、今期は一件の苦情もなければ退会者も出ておりません。ただ、会員増強も出来てなく、少し寂しい状況にはありますが、上部団体の全調協と一体化して、業界全般の今後の流れを作って行きたく、もう少し前向きに動きたいと考えています。

会員皆様には本年もご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

**「新しい価値観」**

**探偵さんドットコム　代表**

**副会長　横田　正人**

新年　あけましておめでとうございます。
　昨年から引き続きコロナ禍で迎えた年末年始、様々なご苦労を経験されている方もあると思いますが、新たな年を迎え、本年が皆様にとって幸多き一年になりますようお祈り申し上げます。

　さて、昨年末に京都地方検察庁より、ある事件の公判通知書が届きました。もう数年前のとある所在調査の相談が大きな事件となって露見して、検察側の証人として、証人出廷した裁判の関連事案です。
　実のところ弊社においては当該事件のきっかけとなった所在調査を受任していないのですが、受任した他の探偵社が所在を判明させた結果、事件に発展したとのことで、その調査手法が悪辣だったと、当初の警察の聴取の際に説明を受けました。
　ここ数年、私たち調査業者の様々な調査は各種法律による制限がかなり浸透してきて、管轄警察署生活安全課による立入検査においても、ご相談の段階で事件性がうかがえるような案件は断るように、執拗な場合は通報も考えてくださいと言われるぐらいにもなってきていて、特に所在調査については、ここ数年大きな問題に発展するケースが多くみられ、私たち調査業者も細心の注意を払って相談に耳を傾けないといけないようになっています。
　昨今、よく問題視されるポピュラーなものは、音信が途絶えた知人の所在調査と彼氏彼女等の他人の素行調査でしょうか。中でも所在調査のご相談でよくある交際相手の所在確認。そもそも付き合っていた異性と連絡が取れなくなって…という相談なのに、事前情報は相手の下の名前と大まかな住所というが、付き合っているというのに、そんなことなんてあり得るのかと、私の世代では思ってしまいますが、今の時代はＳＮＳで繋がっているだけで「付き合っている」ということもあるそうで、判断基準が以前から大きく変わってきているのかと思い知らされます。
　また、昨年はコロナ禍の影響もあってか、別居婚の配偶者の不貞の調査の案件が数件あったのですが、婚姻後に同居していて別居したのではなくて、入籍後に一度も同居せずに、週末やタイミングが合う時だけ一緒に過ごすという夫婦間の調査で、こうなると結婚するということの意味自体もなくなって、結婚相手がどうのこうのというのも無くなっていくのかなと感じた一年でした。
　よく「価値観の共有」という言葉を耳にしますが、これからは新しい価値観を受け入れて、常に共有できるような柔らかい頭も必要とされる新しい時代が急速に到来するような気配ですが、例えば前述のＳＮＳで知り合って付き合っているというカップル等も、どうもすべてにおいて価値のないような些細なことに必要以上に価値観を持たせて、右往左往しているような気もしますし、交際や結婚なども、これからの世の中ではシステム化されて、私たちの世代から見て非常に味気のないものになっていくのかなと思ったりもして、そのような価値観を共有することに価値自体があるのかと疑念が浮かぶ今日この頃です。
　恐らくこの先、これら新時代の生活にからむ調査の案件が徐々に増えてきて、昨今の新型コロナ感染症の感染予防対策とする私たちの業界の課題の一つである「オンライン契約」が一つの入口になって、新しい形態のご依頼や各種調査につながり、理解に苦しむような問題やトラブルが発生してくる、またはもうすでに発生してしまっているのではないかと、やや不安に思うこともあります。
　余談ではありますが、昨年末に「光秀のスマホ」というＮＨＫのドラマを観ましたが、今の世の中の事情を戦国時代に当てはめた、ある意味これからの時代を映し出していると思われるお話しだと感心しました。
　世の中がどんどん便利になって、なんでも簡単簡略化されて変化していく。この変化に対応しながら、日常の業務を進めるわけですが、今後も遵法精神を持って、日々の仕事にあたりたいと思います。
　本年もどうぞよろしくお願いします。

**「ご挨拶」**

**株式会社ニッタン　代表取締役**

**理事　　夏原　佳代**

新年明けましておめでとうございます。

新型コロナウイルスとの戦いと共に始まった新年ですが、世界の感染者は１億人に達しようとしています。

国内でも再びの緊急事態宣言発出という状況下、なかなか進まなかったリモートによる在宅ワーク普及などには寄与しており、オンライン飲み会なども含めて終息後においてもそれらは定着するのではないかと見られています。

反面エッセンシャルワーカーといわれる業務に携わっている人に依存している社会の現実も注視されてきました。

私たちの業務は、不要不急でない緊急事案もあれば、ノンエッセンシャル（必要でない物事）と判断されることもありますが、もとよりご依頼があって初めて成り立つ仕事ですので、ご依頼者が必要と思われれば、応えなくてはなりません。

ご相談いただいた内容から、どのような方法で何が導き出せるのかを考えて、解決の糸口を探し出し、少しでもご依頼者のお役に立てることを命題に、困難な環境であっても依頼事項に対処出来るよう今年も前向きに取り組んで参りたいと考えております。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

**シーカーサービス　代表**

**監事　足立 正輝**

新年明けましておめでとうございます。
旧年中はお世話になった方々に心より感謝申し上げます。

昨年は新型コロナに始まった1年で、収束には今後数年はかかるといわれていますが、この正体の見えないものは情報が錯綜し、人を陰鬱に陥れているといわれていますが、経済の停滞が今後どのように影響を与えていくのか、未だ不安がぬぐえない状況です。しかし、日々押さえつけられたこの環境から、マスクをはずし街を闊歩したい要求は強くなっているはずで、どんな状況であっても、会いたい人に会うことの意味を知ってしまった以上、実のところこれまで以上に人との繋がりにこだわる人が増えて、現地に行かないことには絶対に味わえない世界を体感する旅の需要もより深まるのではないかと思っています。
　関西特有の観光地、外国人に人気のあった我が街、天神橋筋商店街もお祭騒ぎのように溢れていた外国人たちの姿はすっかり消え、予約の取れにくかった名店が窮地に立たされています。
　しかしながら、手を変え、品を変え、風が吹けば桶屋が儲かる、そんな図式がどこかで起きているのかもしれません。おそらくどんな事態であっても人の悩みは尽きないもので、やはり人を調査するという調査業においては、調査手法は変われど、依頼内容は何十年と変わりようのないものであったはずです。
　天神祭も戦後以来、中止となった昨年は悪疫（新型コロナウイルス）の退散を祈願する史上初めてYouTubeで神事動画のライブ配信を解説付きで実施したそうです。神事さえも人と向き合うことが出来ないリモートの時代になり、調査の相談も今後リモートが増えるのかもしれませんが、それでも密を覚悟で扉をノックするのが依頼人となりうる方でしょうから、いつでもお迎えが出来る準備を怠らず、時代の変化には新たな景気回復がいずれやってくる、そんな明るい兆しがあることを願っています。

***会員コーナー***

**「アメリカ探偵事情と日本探偵の今後」**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**㈱ジャパンピーアイ**

**代表取締役　小山　悟郎**

今回は、アメリカの探偵の実態と、日本の探偵との違いや今後のあり方について書かせていただきます。

**アメリカでのデータ照会**

アメリカでは、49の州で探偵業のライセンス制度が整備されています。資格があるので、日本より社会的地位が確立されています。しかし、例外はありますが、情報ソースにアクセスできる特別職務権限が与えられているわけではありません。

アメリカでは、単独の個人情報保護法がありません。そのため、他の主要国に比べ、個人データの公開情報が格段に多いのです。

具体的には、以下のようなデータが、限定付きですが、公開情報となっています。

　　● 氏名・年齢・電話番号・住所履歴などを含む選挙人データ

● ライフラインのデータ

● 税務先取特権の記録

● 訴訟履歴

● 犯罪履歴

● 交通違反歴

● 不動産の購入記録

● 資格や免許の記録

● 陸運局や運転免許の登録記録

● ソーシャルメディアデータ

● クレディットレポートデータ

公開情報と言っても、誰でも簡単に取得できるという意味ではありません。それぞれのデータを収集するには、どこに何のデータがあり、どういう手続きをすれば公開されるかよく知っていなければなりません。

ただし、実際には、探偵が情報ソースから直接情報収集することは稀です。

それではどうやって情報収集するかわかりますか？

種明かしをすると、探偵業者御用達のデータ情報供給業者（情報屋）が多数あるのです。探偵は、それらのデータベースを使い、人探しや個人信用調査や資産調査に必要な情報をデスクトップ上で収集できるのです。

これらのデータ供給業者（情報屋）は、データプロバイダーとかデータブローカーと呼ばれます。データプロバイダーは、探偵業者や法律事務所向けに、膨大な個人データを常に収集し、データベースを管理しています。アメリカの探偵は、通常、複数のデータプロバイダーの会員サービスを定期購読しています。因みに、情報屋といっても、主に公開情報をソースにしている為、非合法なものではありません。

データプロバイダーは、上述したような公開情報（一部非公開情報を含む）を常に収集し、データベースをアップデートしています。データベース内では、氏名検索、住所や電話番号からの逆引き検索など、様々な検索オプションがあります。ただし、それぞれのデータ業者に長所と短所があり、一社完結というわけにはいきません。また、データベースを使いこなすためには、経験とスキルが必要です。ですから、データブローカーを定期購読しさえすれば、簡単に探偵業務ができるということではありません。

因みに、アメリカ以外の西欧諸国では、日本に比べればアメリカ寄りですが、個人に関するデータはアメリカほど公開されていません。

**探偵御用達のデータプロバイダー**

以下、代表的なデータプロバイダー業者を会員数の多い順に３つご紹介します。探偵や弁護士等の専門職者しか会員になれません。他にもデータプロバイダーは多数あります。データベースは、債務者や逃亡者の所在調査、採用、取引、訴訟資料の為の身辺調査等に使われます。全て会員制で定期購読料がかかります。そのため一社で全てのデータプロバイダーと契約するのは大変です。

**Tracers** [**https://www.tracers.com/**](https://www.tracers.com/)

探偵や法律事務所向けの所在調査や身辺調査向けの人物調査データベースです。アメリカ国外からは、ウェブサイトが表示されません。

**TLOxp** [**https://www.tlo.com/**](https://www.tlo.com/)

信用情報データベース会社のTransUnionと探偵や警察御用達のデータブローカーだったTLOが合併してできたデータベースです。世界で10億人以上の個人情報登録があります。

**IRBsearch** [**https://www.irbsearch.com/**](https://www.irbsearch.com/)

IRBは、探偵のみにサービスを提供するデータプロバイダーです。 探偵業界の利便性の向上を最優先したサービスを提供しています。

**経歴確認の為の情報機関**

次に、経歴確認の際のデータベースをご紹介します。これらは、探偵業者向けというより、採用企業向けのデータベースです。採用時の学歴や経歴の調査が、ほぼ雇用者の義務とされているアメリカでは、経歴照会もデータベース照会だけで完結します。学歴や職歴のデータを一元管理する情報機関が存在します。情報機関は、アメリカ全土の学歴や職歴情報を収集し、一元管理データベースを管理しています。

日本で言えば、貸金業法に基づく指定信用情報機関のJICCやCIC、宅建業法に基づく指定流通機構のレインズと同様のシステムです。会員の教育機関や法人は、卒業者や退職者の情報を全て情報機関に提供します。逆に、情報照会のニーズが発生した時、会員が、情報機関のデータ照会ができるという仕組みです。

**National Student Clearinghouse** [**https://www.studentclearinghouse.org/**](https://www.studentclearinghouse.org/)

学歴証明を円滑に行う為に設立されたNPO法人が運営する情報機関です。この機関は、アメリカのほとんどの学歴情報を集めたデータベースを管理しています。従って、会員になれば、卒業確認はデータ検索だけで済みます。いちいち学校に問い合わせる必要はありません。

**EQUIFAX** [**https://theworknumber.com/**](https://theworknumber.com/)

システム自体は、The Worknumberと呼ばれます。会員法人が新規採用者を照会する為の情報機関です。会員法人は、全ての退職者の情報（氏名、ID番号、在籍期間等）をThe Worknumberに提供します。その代わり、採用候補者の経歴確認の際には、他の法人が登録したデータを照会できるわけです。いちいち前勤務先に問い合わせる手間が省けます。アメリカ全土の中規模以上の法人はほぼ、The Worknumberのデ会員です。従って、ホワイトカラー人材であれば、The Worknumberの検索だけで職歴確認できます。

**アメリカの探偵ライセンス**

次は、アメリカの探偵ライセンスについて、要点のみ説明します。州によってルールが違いますので、よくある要件の説明にとどまります。

**資格要件**

当然ですが、前科者や未成年者は、欠格事由になります。その他、2年制か4年制の刑事司法（Criminal Justice）学部、または、それに近い学部の大学卒業者である必要があります。

その他、4,000時間とか6,000時間などの実務経験が必要です。大雑把に言うと、探偵資格者の監督下で3年間位の実務経験が必要ということです。警察官や軍経験者であれば、実務経験の要件が免除されます。

そして、上記の資格要件を満たした上で、学科試験に合格する必要があります。学科試験は1年に1回実施されます。

**ライセンス保険または営業保証金**

資格取得後、探偵事務所を開業するには、ライセンス保険への加入か、または、営業保証金（供託金）の納入義務があります。ライセンス保険や営業保証金の意義は、トラブル防止と消費者保護です。

消費者との金銭トラブルや業務上の事故や過失が発生すると、ライセンス保険や営業保証金からトラブル処理の費用を負担します。それによって、消費者のリスクが担保されているわけです。概して、業界全体の信頼維持のための制度と言えます。

**2年に1回の更新制度**

探偵業を継続するには、2年に1回、ライセンスの更新や保険の更新があります。更新費用が発生するため、年を取って休業同然となった探偵は、更新を機に廃業する事例がよくあります。

**継続教育義務**

継続教育の義務もあります。州によって違いますが、2年間で12時間の教育義務というのがよくあるパターンです。

そのため、アメリカの探偵協会や継続教育の専門会社が、州の認定を受け、探偵用講座を提供しています。講座に参加すると、1時間分とか2時間分の教育義務が消化できます。義務教育なので、探偵側も探偵講座に参加せざるを得ません。その意味で、業界内の継続教育も収益事業となっています。つまらない講座をやると受講者が集まらないので、継続教育事業者も、有意義で最先端の情報を提供できるようしのぎを削っています。

**探偵はアメリカの社会制度の一部**

アメリカは、世界の中でも最も個人情報の規制が緩い国です。他人の住所を見つけることは意外と簡単です。その代わり、拳銃で自衛できます。また、危険人物に対して、すぐに制限命令が発令されます。それで被害者が保護されるわけです。

また、性犯罪者は再犯率が高いため、セックスオフェンダーとして、氏名、年齢、住所が公開されます。訴訟履歴や犯歴情報も原則公開されます。その意味で危険人物や要注意人物の情報も入手でき、自衛手段があるということです。

情報収集が比較的簡単とはいえ、素人が簡単にできるわけではありません。探偵業者は、市民に対し、生活安全やリスク管理のための情報収集をサポートしています。

裁判所からの制限命令の特別送達（加害者への通知）に関しても、探偵が送達を担当します。加害者への送達が完了してはじめて、制限命令が有効となります。ちなみに、危険人物は、制限命令を送達した探偵に逆ギレしてよく暴れます。探偵にとって、これは意外と危険な仕事です。

また、制限命令の履歴を含む犯歴情報、訴訟歴、金融事故歴、性犯罪者情報などを調べるのが探偵の中心業務です。相続人探しも探偵のよくある仕事です。

大きな刑事事件では、国選弁護人以外に、国選探偵が選任されます。裁判所が探偵を雇い警察の捜査に対抗させるわけです。

役所内での職場内トラブル（セクハラ、人種差別等）処理の為、探偵業者の年間契約の入札がよく行われています。

このように、アメリカでは、探偵業者の取り扱い範囲が司法・社会制度や生活に密着し、幅広いのが特徴です。

**日本の探偵の社会認知向上にはどうすればいいでしょう？**

上記のように、アメリカの探偵は、みんなの身近にあり、社会制度の一部となっています。そうした実態は、日本の探偵業界の今後の方向性に関し示唆に富んでいます。

日本でも、探偵や興信所の取扱業務が広がり、より身近な存在になれば、業界全体のイメージが向上します。探偵がいろんな所で多くの人を助ければ、自然と認知度あがり、業界全体が発展します。

アメリカの状況をそのまま日本に当てはめることはできません。ただし、いいところは取り入れる努力は必要です。日本の探偵が、もっと皆さんの身近な存在になるにはどうすればいいでしょうか？

この記事が、みんなでそれを考えるきっかけになれば幸いです。物語の中の探偵ではなく、実物の探偵が、子供達がなりたい人気職業になっていくことを願っています。